

# 荷為替信用状取引を巡る現代的課題と展望

——信用状危機、INCOTERMS2010<sup>1)</sup> Sanction などに対する理論と実務の対応を中心として——

藤 川 信 夫

はじめに

本稿では、国際取引の資金決済に関して、荷為替信用状を巡る問題点と対応、新たに生じつつある現代的課題などにつき、理論と企業実務の双方から焦点を当て検討を進めたい。

## 第一章 貿易取引における為替手形による決済と留意点

### 1. 送金・取立方式による決済と留意点——荷為替手形、商業信用状——

(1) 送金方式による決済 国際取引の決済方式には送金方式、取立方式があるが、前者では代金の一部前払、船積書

荷為替信用状取引を巡る現代的課題と展望（藤川）

類受領後の後払があり、当事者の利害が対立する<sup>(1)</sup>。後払は輸入者は貨物到着確認後に送金しリスクは少ない。反面輸出者は代金回収の保証がない。送金方式は少額取引、本支店・親子会社間等信頼関係が醸成される場合に有効である。

(2) 取立方式による決済と留意点―荷為替手形、商業信用状―

(イ) 荷為替手形ならびに F O B ・ C I F 取引

① 荷為替手形 決済手段として一般的に荷為替手形 (documentary bill) が使用される。基本的売買条件は F O B (Free on board 本船渡し) 、 C I F (Cost Insurance and Freight 運賃保険料込み) があり、近年 F O B 取引から C I F 取引へと船荷証券の有価証券性を主とする商品売買への移行傾向にある<sup>(2)</sup>。

② 船積書類と担保権 買取銀行の手形不渡りにおける償還請求権は人的信用のみならず、船積書類記載商品により担保される。荷受人の記載方法により銀行が留置権しか保有しない場合があること、航空運送における Air Way bill には担保価値はないことは留意される。

③ 船荷証券 船荷証券 (Bill of Lading B/L) は権利証券 (Document of Title) で物権的・債権的・形式的有価証券<sup>(3)</sup>、処分・要因証券、指図証券等<sup>(4)</sup>の法的性質を有する。

船荷証券規制の国際的統一化について、一八九三年米国はハーター法 (Harter Act) を制定し、一九二一年統一規則であるヘーグ規則 (Hague Rules 1921) が採択された<sup>(5)</sup>。規則の採否は当事者選択に任せ、実効性に疑問がある。修正施行規定を加え、一九二四年船荷証券に関する若干の規定の統一のための国際条約 (International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Bill of Lading, 1924) が結ばれる (ブラッセル条約)。我が国は一九五七年批准し、国内法として国際海上物品運送法を制定している (一九五八年一月一日実施)。

④ 荷為替手形の種類—信用状なし荷為替手形による決済—信用状を利用できない場合、手形支払書類渡し (Documents against payment D/P)、手形引受書類渡し (Documents against acceptance D/A) 決済を利用する。D/Pは輸入者が銀行に代金を支払い、D/Aは輸入者が手形を引き受け、船積書類の入手が可能となる。銀行保証がなくリスクがあり、D/Aでは輸入者が引受後に不渡りを出した場合に回収不能となる。現地子会社取引などに利用される。D/P手形は迅速な代金回収の点で売主に有利、D/A手形は引受けから支払までに一定期間の猶予がある点で買主有利といえよう。

⑤ 取引銀行への取立依頼につき、一九五六年国際商業会議所作成の取立統一規則 (Uniform Rules for Collections URC) がある。

(ロ) 商業信用状 (L/C) の留意点

① 信用状取引の留意点 (a) 独立抽象性と書類取引の原則 商業信用状 (Letter of Credit L/C) 取引では、船積書類と信用状条件の不一致 (Discrepancy) により銀行は支払を拒否する。<sup>7)</sup> (b) 信用状入手と内容確認 輸出者は、信用状入手前に生産開始し、信用状の不発行の場合損害を被るリスクがある。契約条件と相違すれば信用状の修正を買主に要求する必要があり、怠ると Discrepancy となる。

実務上の留意点として、<sup>8)</sup> (a) 事前に荷為替手形の買取を取引銀行と取り決める。銀行により相違があり、他行比較も必要となる。(b) 輸出信用保険の加入、発行銀行に不安がある場合にコンファームド L/C (信用力を有する他銀行の保証) を要求するなど銀行も買取易くなる。費用対効果を検討する。(c) 資金的余裕があれば取立方式もメリットがある。割引料、メーリング期間 (輸出銀行の決済までの期間) 手数料などが節約可能となる。銀行が荷為替信用状の買取

により、取立方式を主張することが普遍的になれば信用状制度の根本的否定に繋がりがかねない。信用状 $\parallel$ 代金即時回収可能な時代は終わり、銀行もリスク回避が最優先の時代に入っていることを認識して対策を講じることが望まれる。

② 荷為替信用状とスタンドバイL/Cの比較—船荷証券の危機への対応など—信用状には、(a) 荷為替信用状 (documentary L/C)、無担保信用状 (clean L/C 荷落信用状)、(b) 取消不能信用状 (irrevocable L/C)、取消可能信用状 (revocable L/C)、(c) 確認信用状 (confirmed L/C)、無確認信用状 (unconfirmed L/C)、(d) 償還請求権付信用状 (with recourse L/C)、無償還請求権信用状 (without recourse L/C)、(e) 回転信用状 (Revolving L/C)、(f) 譲渡可能信用状 (Transferable L/C)、(g) スタンドバイ・クレジット (stand-by credit)、(h) オープン信用状 (Open credit)、リストリクト信用状 (Restricted credit) 等がある。スタンドバイ・クレジットは、現地法人の現地借入等の保証手段として邦銀が現地銀行に対し発行する。リストリクト信用状は買取銀行が指定される信用状であり、リストがかかる場合でも指定銀行が取引銀行でない場合、手数料を支払い買い取らせることは可能である。オープン信用状は買取銀行が指定されない信用状である。

③ 荷為替信用状 (L/C) 決済と比較して、スタンドバイL/C (S/B) 開設とD/P決済方式を海外輸出者から提示された場合のメリット・デメリットを考察する。(a) 銀行の取扱方法では、S/Bは輸入者が取引銀行に依頼し、輸出者を受益者として発行して全有効期間にわたり全発行金額を対象とする。L/Cと異なり、S/Bは輸入決済を行っても銀行保証残高は減少せず、発注の都度個別L/Cを開設する必要がなく、事務処理コストが削減される。一方、S/B開設料 (手数料・保証料) は条件・銀行により異なり、取引銀行に事前確認する必要がある。S/B開設料を個別L/C開設料より高く設定する銀行もある。担保の有無、与信枠も開設料に影響し、年間の船積頻度も考慮す

べきである。S/Bは全期間にわたり開設料がかかる。他方で、個別L/Cは通常有効期間が短く、開設料の必要期間は短くなる。毎月船積みがある場合は個別L/Cの開設は不経済となる。(b)事務処理上、S/Bでは個々の船積条件を設定できず、輸出者には別途船積みの指示を行う。船積時期について、L/Cは強制力を持ち期限内に船積をしなければ支払いを受けられないが、S/Bの場合は強制力はないことに留意される(数量・品質も同様)。契約不履行がある場合、証明文書を添付して発行銀行に支払請求する。他方、S/BとD/Aの組み合わせでは船積書類は銀行と信の担保とする必要がない。船積証券はNon-negotiableでなく、Sea Waybill Surrendered B/Lを使用でき、近距離輸入であり銀行経由の書類が通関に間に合わない事態(船積証券の危機)を避けることも可能となる。(c)代金決済にL/C、D/P、D/A手形を利用せずS/Bを利用する場合、一般にOpen Account取引となり、当事者間の直接送金にて行う。当該取引先と輸出入の両方の取引がある場合、売掛金・買掛金を相殺して差額正味金額(Net)の決済もでき(Netting)、支払手数料の削減、為替リスク圧縮・為替対策が図れる。為替管理のため相殺禁止の国もある点に留意される。(d)L/Cによる強制力がなくても船積時期、数量、品質など契約条項を輸出者が履行し、船積頻度が高い場合、取引銀行と相談してS/B使用を検討するが、切り替えた結果、輸出者の契約履行に問題が生じ、損害が銀行手数料削減額を上回ることもあり、慎重な判断が必要となる。S/BもUCP600に準拠し、国際スタンバイ規則(ISP98)、改訂ICC請求払保証統一規則(URDG758)がある<sup>(6)</sup>。

④荷為替信用状—ユーザンス付L/C、サレンダーB/L—荷為替信用状(A documentary credit)は買主が商品引取後の猶予期間後に開設銀行に代金を支払うユーザンス付L/C(通知銀行から売主への支払も猶予期間後)、売主が船積後に船会社から受領する船積証券をコピーし正本は船会社に返却、売主はコピーをファクス等で買主に送付し、

買主は船会社にコピーを提示して着荷商品を受領するサレンダーB/LのL/C決済方式もある。<sup>10)</sup>

## 2. 信用状統一規則と準拠法など

(1) 信用状統一規則 荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (Uniform Customs and Practice for Documentary Credits 信用状統一規則) は一九三三年国際商業会議所に採択され、二〇〇六年改訂統一規則 (ICC Publication No.600) が二〇〇七年に実施される。原則として当事者合意が必要で、本文への盛込みを条件に全信用状に適用される(一条)<sup>11)</sup>。インコタームズ<sup>12)</sup>、信用状統一規則(注)は援用がなくなるとも適用される取引規範となる。<sup>13)</sup>

(2) 信用状と準拠法 統一規則により解決されない場合、準拠法が問題となる。信用状開設の約定および契約について、法適用通則法七条ないし九条に従う。準拠法指定があれば当該法により、指定がない場合は最密接関係地法(行為地法など)が適用される。<sup>14)</sup>

## 第二章 国際法規約の体系的解釈の必要性

外国貿易取引の重要な要素は、契約当事者の売買契約の本旨・内容に沿った履行の確保であり、売主は代金の確実な受領、買主は商品内容ならびに受領時期が契約に沿って履行されることである。取引契約の安全の確保のため、世界的な金融取引綱を有する銀行、事故に備えた保険機関の介在が不可欠となり、輸出・輸入者の契約関係を基軸としつつ、銀行等の複数当事者の利益の公平な調整のためには、当事者の権利・義務の関連法規定や取引実務に沿った体系的解釈が重要となる。<sup>15)</sup> 国内法(商法、手形法、保険法、銀行取引法、銀行取引約款など)のみならず、国際取引法、貿易

保険法、信用状統一規則、国際取引約款など国際法規約の体系的解釈が必要となる。商業信用状、荷為替手形、貿易保険等<sup>16</sup>を巡る係争は、かかる法適用が課題となる事例である。

### 第三章 インコタームズ二〇一〇、ウィーン売買条約ならびに債権法改正などの影響

#### 1. インコタームズ二〇一〇、ウィーン売買条約など新たな動向の影響

国際法規約の体系的解釈の必要性に関連して、近時インコタームズ改訂、ウィーン売買条約批准等新たな動向があり、注視される。リスク移転などに関してインコタームズ二〇一〇 (INCOTERMS2010) の検討、敷衍してウィーン売買条約 (国際物品売買条約に関する国際連合条約 United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)) とインコタームズの比較・関連等も実務上重要な課題となる。検討が進められる我が国債権法改正と国際取引法ならびに国際的資金決済にかかる影響も考察が求められよう。

#### 2. インコタームズ二〇一〇

(1) リスク移転 リスク移転時期につき、国際貿易では売手のリスク負担範囲は売手の費用負担範囲と誤解されがちである。CIF、CFRは相手港への商品到着までの費用を売手が負担し、売手側リスクは相手港に着くまでとなるが、実際にはCIF、CFRのリスク移転時点はFOBと同じく船積・荷渡をする場合は本船上に物品を置いた時となる。EXWは指定場所に商品を置き買手処分に委ねた時点、CIP、CPTは売手が売手手配の輸送人に引渡した時点、FCAは売手が買手手配の輸送人に引渡した時点、FASは買手指定の本船側に物品を置いた時点となる。リ

スク移転時点は国際商業会議所（I C C）のインコタームズ二〇一〇（INCOTERMS2010）に明文規定される。強制力ではなく、契約書で This Contract is governed by “INCOTERMS2010” の趣旨の文言を入れ、双方の合意が必要である。<sup>(17)</sup>

他方、所有権移転時期も費用負担範囲の売主から買手への移転時と誤解され易い。C I F、C F R では相手港の到着時点までの費用を売手が負担し、所有権は相手港の本船到着・荷卸の時点で買手に移転するが、実際は所有権移転時期は批准国に強制力を持つウィーン売買条約、インコタームズ二〇一〇とも規定されない。所有権移転条項による移転時期の合意が検討される。売主からは少なくとも代金の完全確保時点で移転することが望ましい。代金が確保されないに関わらず所有権が移転すると支払不能になっても当該商品に対する権利は主張できない。買主からみれば、不測の事態のリスクを最小限にする意味で、支払とは無関係に売主国で輸送が始まるタイミングで所有権を移転させることが望ましい。

(2) インコタームズ二〇一〇 インコタームズは一九三六年以降改訂され、二〇一〇年九月一六日二〇〇〇年版改訂が承認される（二〇一一年一月一日発効）<sup>(18)</sup>。インコタームズ二〇一〇では引渡・船積場所に応じ積地の工場渡しから揚地の相手先指定場所渡しまで、従来の四種類一二三条件から二種類一規則（条件）に改定された。二種類は「あらゆる輸送形態に適した規則（Rules for Any Mode or Modes of Transport）」、「海上および内陸水路輸送のための規則（Rules for Sea and Inland Waterway Transport）」で、条件では D A T（Delivered At Terminal）／ D A P（Delivered At Place）が新設された。F O B、C F R、C I F の引渡時点は「本船の手すりを越える時点」から「船上に貨物を置いた時点」に変更され、F A S、F O B、C F R、C I F につき洋上転売の引渡しも「貨物を入手することにより（By procuring the goods）」と明記される。

インコタームズ二〇〇〇からの主な変更点は、①FOB、CFRおよびCIFの三条件から危険負担の分岐点の「本船の手すり (ship's rail)」が削除される。②「連続売買」に言及した規定が導入される。引渡は本船側もしくは船上に物品を置くこと、または引渡された物品を調達する (procure) ことにより履行される<sup>19</sup>。後者は、輸送中の洋上転売を想定し、危険は「調達した時」Ⅱ「売買契約締結の時」に移転し、CISG第六八条第一文と一致するとみられる。③持込渡条件の集約により規則は「一三から一」に減少し、運送手段に関わらず使用可能な新規則としてDAT (ターミナル持込渡)、DAP (仕向地持込渡) を従来のDAF、DES、DEQおよびDDUの代わりに導入する。DATはDEQに、DAPはDAP、DESおよびDDUに対応し、持込渡条件はDAT、DAPおよびDDPの三条件となる。④ターミナル・ハンドリング・チャージ (THC) の言及である<sup>21</sup>。⑤海上および内陸水路輸送の規則としてFAS、FOB、CFRおよびCIFは、第二クラスの海上および内陸水路輸送の規則に分類され、輸送手段が船舶の場合にしか使えないことが示される。本船への直接引渡が前提となり、ターミナル等において運送人に引渡されるコンテナ貨物の場合、FCA、CPTまたはCIP規則を使用すべきものとされる。⑥国内取引への使用を公式に認める<sup>22</sup>。⑦取引条件 (trade term) または条件 (term) と規則 (rule) を使い分けている<sup>23</sup>。

### 3. ウィーン売買条約とインコタームズ二〇一〇

CISG<sup>24</sup>との比較を行うと、①売主・買主の義務と危険移転時期について、CISG (第六七条―第六九条)<sup>25</sup>にも規定がある。FOB、CFR、CIFでは本船の船上に置かれた時または調達された時となる。両者の規定に相違がある時はCISG第六条の当事者自治の原則により、契約で採用するインコタームズ二〇一〇が優先する。②契約成立

と契約違反に対する救済についてインコタームズに規定はないがC I S Gには規定があり、実務面で内容を把握しなければならぬ。③契約の有効性と所有権移転時期についてC I S Gは規定がない。従来同様に国際私法(法の抵触に関する法)の定めにより適用される国家法による。C I S GにはC I F、F O Bなどの国際売買条約の標準的取引条件に関する規定は存在しない。<sup>26)</sup>

#### 4. 債権法改正と国際的資金決済への影響

(1)債権法改正の検討と国際取引 我が国の債権法改正<sup>27)</sup>に伴う国際取引法ならびに国際的資金決済にかかる影響も今後注視され、C I S Gとの整合性など議論されよう。

「第六危険負担」につき、債務不履行解除の関連で「債権法改正の基本方針」(N B L九〇四号(二〇〇九))は「現行民法五三四条、五三五条、五三六条一項は廃止する」。従来の判断基準は売買契約では非実務的で、売買契約以外ではほとんど問題にならず、危険負担概念は廃止すべきこと、実務ではリスクとして滅失毀損の損害負担であり従来のF O B・C I Fにおける欄干通過時に移転する考え方であること、解除一元化では解除通知の意思表示の失念の場合に信義則や権利濫用による救済を認める方針を確認する必要があること、国際取引では代替可能な種類物売買が主で引渡時の瑕疵担保責任の問題と引渡遅延、C I S Gでは障害によるか否かを問わず重大な契約違反による解除で解決できること等が指摘される。<sup>28)</sup>

(2)債権法改正と国際的資金決済 国際的資金決済の関連で、「第七受領遅滞(民法第四一三条)」に関し、①効果の具体化・明確化につき、国際取引ではF O Bで船積時期に買主が船舶を手配しない状況がみられる。多くの場合信用

状またはD/P、D/Aによる代金取立となり、買主の受領遅滞に対して反対債務の期限の利益の喪失は意味がなく、<sup>29)</sup> 債務不履行として扱ひ、受領遅滞の構成は必要ない。②損害賠償請求および解除の可否につき規定は必要でなく、相場暴落時のFOB契約では売主の転売損を少なくする必要がある。<sup>30)</sup> ③受領強制も国際取引では転売することが一般で必要性はないことが指摘される。

「第一四証券の債権に関する規定」に關し、「一 証券的債権に関する規定の要否（民法第四六九条から第四七三条まで）」につき商法規定との矛盾があり規定を置かないこと、「二 有価証券に関する規定の要否（第四五九条から第四七三条まで）」に証券的債権の規定を置かない場合は有価証券に関する規定（第四六九条から第四七三条まで）につき商法と一本化し通則的規定を置くこと、「三 有価証券に関する通則的な規定の内容」には一般的定義規定を置かないこと、<sup>31)</sup> 通則的規定の適用対象の有価証券の範囲、譲渡・善意取得要件、債務者抗弁の切斷等具体的な内容は規定を置くこと、「四 免責証券に関する規定」につき手荷物引換証、携帯品預証、銀行実務での受取証等があり規定を置くことなど見解が出される。<sup>32)</sup>

#### 第四章 荷為替信用状の問題点と対応—B/Lクライシスと貿易取引の電子化など—

##### 1. 荷為替・商業信用状の問題点—B/Lクライシス—

(1) 信用状決済のリスク 売主は支払を受けるため、必要書類を有効期限内に銀行に提出する必要がある、信用状の受領段階で必要書類を適時に揃えられないかを確認する。適時に揃えられない書類提出を信用状の中で買主が要求する場合は当該書類提出を不要とするように、期限が短い場合は十分な有効期間とするように、各々信用状が修正される

まで商品を船積みしてはならない<sup>(33)</sup>。買主は信用状開設後に開設銀行が倒産すれば決済ができなくなり、当該リスクを最小限にするため、売主は契約書で国際的一流銀行 (International First Class Bank) が開設する荷為替信用状を求めること、開設銀行の名称を契約書に具体的に記載し倒産の危険のある銀行から開設されることを避けることが必要となる<sup>(34)</sup>。

(2) B / Lクライシスによる代金回収不能 近距離貿易では船荷証券が銀行経由で買主に届く前に商品が港に着きかねず、買主は船荷証券を銀行経由でなく直送すること、船長託送で到着と同時に受け取ること、船会社に売主保証で商品が買主に引き渡されること等を要求する。L / C決済を逸脱し、支払のないまま商品のみ引取られる懸念が生じる<sup>(35)</sup>。

さらに近年は技術革新による船舶高速化、コンテナ化、荷役作業の効率化により、貨物が輸入港に到着しているに関わらず、銀行経由での輸入者への船荷証券 (B / L) の到着が間に合わず貨物が入手できない船荷証券の危機 (The Bill of Lading Crisis) が発生しており、ペーパー船荷証券を中核とする貿易書類を使用する旧貿易金融システムの限界を意味するものといえよう。解決策としては、保証渡し (L / G)、シーウェイビル (Sea Waybill)、スタンドバイ信用状 (Standby Credit) の使用などが行われる。根本的には、貿易書類を電子データにして安全に送受信できるシステムの確立が急務であると指摘される<sup>(36)</sup>。

2. サレンダーB / Lおよび海上運送状 サレンダーB / L (B / Lの元地回収) および海上運送状 (Sea Waybill SWB 海上運送状) は、船荷証券の危機 (B/L Crisis) への対処から考案され、貨物引取りに証券呈示が不要な点は共通

する。相違点は、S W BはUCP600に取扱規定があり(第二条(流通性のない海上運送状)、サレンダーB/Lは規定がない。B/Lの種類として存在するわけではなく、元地回収時点でB/Lの機能は失われる。荷為替手形を担保するB/L原本は存在せず、銀行経由の信用状(L/C)取引には原則的に不適であるが、近年は輸入者の利便性から信用状取引でもサレンダーB/Lが使われることがある。サレンダーB/Lを使用する場合、事前に十分に取引銀行と相談することが望まれる。

S W Bは、信用状取引に使用される運送書類としてUCP600でも「流通性のない海上運送状(第二条)」として船荷証券、航空運送状と共に規定がある。実務的手続きが確立しておらず、L/C取引ではS W Bは一般的でない。信用状付や信用状なしのD/P・D/A以外では、一般的に荷送人・荷受人の当事者間で直送され、原本は貨物引取に不要である。S W Bは運送状であり、荷送人に貨物処分権が留保され、貨物到着前に荷受人の変更の可能性がある。S W BはB/Lと異なり、紛失等の際の除権決定など煩雑な手続きは不要である。<sup>37)</sup>

### 3. 貿易取引の電子化―分割所有権説とBolero電子船荷証券システムなど―

標準化データ伝送により迅速化・正確化が期待できるが、貿易取引の電子化において所有権移転の管理が問題となる。代表例としてBoleroプロジェクトがあり、電子船荷証券(e-B/L)の権利移転のシステム管理の機能を実現する。Boleroシステムの中央伝送機関CCMP(Core Messaging Platform)では、Bolero船荷証券情報(Text File)を受け取り、権利移転を管理するTR(Title Registry)機能を用いて所有権の移転管理を行う。貨物に対する権利についてOwnership(所有権)とHolderShip(占有権)に区別して登録される。HolderShipの保有者はHolderShipの移転のみ可

能となり、銀行による買取の際には Ownership は移転できない。Ownership は、所有者が占有者である場合のみ移転する。<sup>(39)</sup>

Bolero システムにおける所有権移転は、分割所有権の理論が応用され、所有権を受益利益 (beneficial interest) 、担保利益 (security interest) に分割して把握する。<sup>(40)(41)</sup>

Bolero 船荷証券では所有者として Originator (B/L 発行者) 、Surrender Party (B/L 最終引受人) 、Shipper (荷主) 、Holder (B/L 所持人) 、Pledgee (動産質権者) 、To Order Party (B/L 譲渡時指図人) 、Consignee (荷受人) がある。信用状取引で売主は Shipper & Holder of Bolero B/L、買主は To Order Party に指定される。権利移転プロセスで輸出地買取銀行、売主への支払に伴い輸入地発行銀行が各 Pledgee に指定される。買主の発行銀行への支払と同時に発行銀行は質権解除され Pledgee でなくなり、同時に買主は Holder に指定され正当な権利を有する Holder to Order となる。船会社が Holder to Order の買主に引渡して Bolero 船荷証券は Surrender され消滅する。Bolero Rulebook によれば、<sup>(42)</sup> 運送人のみ船荷証券を発行でき、質権実行 (Enforce Pledge) は動産質権者 (Pledgee Holder) が行う。船荷証券の修正要求 (Request Amendment) は運送人以外が行使でき、修正承認 (Grant Amendment) 、拒否 (Deny Amendment) は運送人以外できない。書面への切り替え (Switch to Paper) は運送人以外は行使できる。B I L が運送人の代理人 (Agent) となり、運送人の権利譲渡と承継人の承認通知を新 Holder に行い、新 Holder は権利移転を確認する。代理人の Bolero International Ltd. を通じた間接占有 (Constructive Possession) が転得者に移転する。<sup>(43)</sup>

#### 4. C I F 契約と電子船荷証券の課題 C I F 契約、Bolero・SURF、Documentary Credits 決済を前提に、分割

所有権理論からは物品引渡により買主に Ownership が移転、Holder ship は買取により銀行に移転しようが、Bolero システムでは銀行買取により Holder ship のみ移転し、Ownership は輸出者に留まる。C I F 契約の積地売買の特性から船積時に所有権移転され、B / L 記載の船積日時で Ownership は移転するとみられる。他方で C I F 契約は象徴的引渡しを本質とし、荷為替信用制度を特約する場合には担保権を留保するため、Holder ship については銀行経由で移転することになる<sup>43</sup>。Bolero 証券における運送契約上の地位の移転に関し、運送人が新承継人との間で運送契約を更改 (Novation) し、新 Holder に対して貨物に関する権利を与える。bolero. net において債権的権利の移転は指名債権讓渡 (Assignment) でなく、更改により引渡請求権が新 Holder に移転する<sup>45</sup>。

5. 貿易取引の電子化の課題と統一規則改定など 電子化については従来より諸々問題点も指摘され、荷為替信用状が不要になるわけではなく、それ自体を電子化する方向も予想される<sup>47</sup>。もともと書類点検作業を含めた信用状取引全体の電子化 (S T P 化) は関係者の利害に変化をもたらし、信用状条件との一致を判断する基準 (厳格一致 (strict compliance) 原則)<sup>48</sup>、書類点検および発行依頼人との協議期間 (合理的な期間 (reasonable time))<sup>49</sup> につき統一規則を改める必要性が生じること、留保附 (under reserve) 支払 (買戻請求権)<sup>50</sup>、詐欺の抗弁<sup>51</sup>、受益者の担保責任と無故障書類の発行等につき解釈論を深め、関連約定書等の改訂を検討することも指摘される。

6. 航空運送状 航空運送状 (Air Waybill AWB) の性質をみると、直接航空会社に運送依頼する場合、航空貨物代理店が荷主に航空運送状を発行する。混載貨物では運送人である混載業者が荷主に独自の航空運送状を発行し、実行

運送人である航空会社代理店が混載業者に発行する。前者はHouse Air Waybill (HAWB)、後者はMaster Air Waybill (MAWB)と称する。HAWBはMAWBに準じ、運送人の違いを除けばほとんど同じ内容となる。ワルソー条約では航空運送人は航空運送人に航空運送状を作成して交付することを請求できると規定し、第一義的には荷送人に作成義務があることを明示する。実務では航空代理店が作成し荷送人に発行することが一般的である。<sup>54</sup>航空運送状は反証のない限り、契約締結、貨物受取、運送条件につき証明力を有し、貨物の重畳、寸法、荷造、個数に関する記載も証明力をもつ。かかる規定から、航空運送状は運送契約の証明書類と貨物の受取証としての性質を有する。<sup>55</sup>船荷証券は一般に契約書の証拠、貨物受取証、有価証券の性質をもつが、航空運送状は有価証券としての性質をもたない。船荷証券は受取式と船積式の違いがあるが、航空運送状は常に受取式として発行される。

7. 今後の見通し 決済の一層の迅速化、運送書類の非流通性からも荷為替信用状の減少、荷為替取立のD/A決済およびオープン・アカウントでのサプライヤーズ・クレジットへ移行の促進が見込まれよう。結果的に輸入地銀行ファイナンスから輸出地銀行ファイナンスへの移行が予想される。信用状決済に基づく買取と外銀アクセプタンスおよび本邦ローン方式から、輸出地銀行による輸出者への買取、フォーフエイテイニング (Forfaiting)、ファクタリング (Factoring) 等の方式によるファイナンスへの移行も指摘される。<sup>56</sup>

## 第五章 信用状における Sanction の問題と対応

### 1. 信用状における Sanction の問題 — 「充足した呈示」に与える Sanction —

国際商工会議所策定の UCP600（二〇〇七年七月一日発効）に関連して、信用状における Sanction の問題が指摘される。<sup>(57)</sup>従来には新たな信用状の課題といえよう。UCP600に定める「充足した呈示」<sup>(58)</sup>に与える影響と問題点として、輸出入の当事者に関する Sanction には、米国議会が法制化して OFAC (Office of Foreign Assets Control) 米国財務省海外資産管理室) が管理・規制に当たるもの、国連決議や欧州評議会決議を受け各国が遵守を求められるもの、国連決議や欧州評議会決議を受けて加盟各国が法制化したものがある。

信用状取引における Sanction の最大の問題は、信用状条件と UCP600 の充足書類を作成し当事国の法制度に基づき確認したにも関わらず、Sanction を理由に信用状発行銀行あるいは確認銀行が発行銀行あるいは確認銀行への書類到着時点で書類の呈示と求償を拒否する懸念の存在である。買取時点では問題がないが、書類が発行銀行に到着する直前に発行銀行当事国の Sanction が発効した場合に「充足した呈示」がされないことを理由に呈示した買取銀行は求償が受けられない怖れもある。指定された確認銀行が確認を行い、受益者あるいは取引銀行から書類呈示を受け、発行銀行の授權通りに買取を行った場合、書類自体は条件を充足しても発行銀行への到着直前に発行銀行当事国の Sanction が発効した場合、同様の理由により呈示した確認銀行は求償が受けられない。結果として、確認銀行は予見可能なカントリーリスク、発行銀行の信用（与信）リスクを超越するリスクの存在を理由に呈示人（受益者または呈示銀行）に対し、呈示書類の返却と引き換えに買取代金返却を求める懸念がある。買取銀行や確認銀行のように指定銀

行でなくとも発行銀行から信用状に基づくリンバースを委託されたリンバース指定銀行の場合も同様である。<sup>(59)</sup>

2. 信用状における Sanction の対応 資金凍結増加は銀行経営の問題に止まらず米国拠点の影響、業務停止処分等決済取引の制約として業務・信用問題となる。Sanction は慎重に対応すべき国際規範、共通認識として積極的情報開示により顧客理解を求める課題となる。

(1) 信用状発行銀行の取り組み 信用状発行銀行の取り組みとして、(a) 輸入信用状への Sanction 対応文言につき、呈示自体を拒絶する (Sanction 違反が判明した場合は書類の取扱いができない)、呈示されても支払義務はない (内容・対象国を列挙する)、Sanction 違反を理由とする支払遅延・損失には一切責任を負わないとするものがある。<sup>(60)</sup> (b) 通知銀行の選択として、Sanction 違反に問われる怖れのある国と関係する銀行は、Sanction 対応の必要な銀行には信用状は極力仕向けない。(c) 資金凍結の懸念があることを輸出者に理解させ、決済通貨の再考を含めた取引の再構築を打診することが望まれる。

(2) 輸出側の銀行の取り組み 輸出側の銀行の取り組みとして、(a) 信用状通知銀行は、Sanction 違反に問われかねない信用状の通知は拒絶すること、Sanction 違反に問われかねない信用状の通知もは一応行うが、買取を保証したり、確認の際に発行銀行以上の責めを負うものでないこと等を通知の際のカバーレターに明記することが挙げられる。(b) 確認銀行は、confirm は発行銀行から指定されたオープン confirm であれ、受益者の依頼で確認を付与するサイレント confirm であれ、ドキュメンタリーリスク、<sup>(61)</sup> カントリリーリスクしか保証せず、当事者国の法令違反、Sanction 違反はカバーしない。confirm 後に Sanction 違反の書類の買取呈示がある場合、confirm 銀行としての買取等の取引は出来

ない。(c)買取銀行は、買取後にSanction違反が判明する場合、発行銀行から求償を受けられなくなるリスクがあり、買取前に発行銀行がSanction対象国である場合、船舶や寄港地がSanction対象国である場合、事前に十分な確認が必要である。Sanction違反に問われた場合、当事者の協力を得て信用状取引・指定通貨に拠らない決済方法の構築も必要となる。

3. Sanctionの解決に向けた実務上の留意点 留意点としては、(a)確認銀行は確認を付与しないことも選択肢にすること、(b)チェックポイントを明確にして取引の実態把握を行うこと、(c)事業者間の協力と連携ならびに回避努力、(d)決済に向けての事業者と銀行の協力、(e)銀行コルレス網の情報網の活用と銀行間連携、(f)銀行の問題解決能力の向上、(g)取引実態に応じた臨機応変の対応と関係者間の協力などが挙げられる。

## 第六章 おわりに―今後の展望に向けて―

これまで、荷為替信用状による決済を中心に、シーウェイビル、スタンバイ・クレジット、サレンダーB/Lおよび海上運送状等についても理論と実務の検討・対応など具体的に採り上げてきた。国際取引を巡っては近年ウィーン国際売買条約の批准、インコタームズの改訂などの大きな動向が背景にあり、さらに全体的な構造的変化への対応として、信用状危機、電子化、Sanctionへの対応等の俯瞰も行った。

輸出者、輸入者の契約関係を中心に銀行、保険機関等の利害関係者が存在し、複数当事者間利益の公平な調整のためには当事者の権利・義務を関連法規定、取引実務に沿って体系的に解釈することが重要となる。国内法ならびに銀

行取引約款等のみならず、信用状統一規則、国際取引約款など国際規約の総合的・体系的な解釈が必要となろう。商業信用状、荷為替手形、貿易保険などを巡る係争は正しく、かかる法適用が課題となる局面といえる。

荷為替手形に関する現代的課題としては、従来の信用状では費用がかかること、運用が厳格で融通性がない等の面はあるものの最も安全な決済方式として利用されてきたが、物流の活発化、技術革新に伴う輸送高速化などを背景にして船荷証券による貿易決済システムは困難な事態に直面する。貿易取引の変化に適応する決済システムが考案されつつあり、船荷証券の電子化などの新たな動向もある。法的位置付けなどを巡って過渡期として模索が続いている。厳格一致 (strict compliance) の原則、書類点検および発行依頼人との協議の合理的な期間 (reasonable time)、留保附 (under reserve) 支払、詐欺の抗弁、受益者の担保責任と無故障書類の発行などについて、解釈論として検討を深め、信用状統一規則、関連約定書等の改訂を考えるべきことも指摘される。また航空運送状に例をとれば、決済の一層のスピード化が予想され、運送書類の非流通性からも荷為替信用状の減少、荷為替取立てやオープン・アカウント決済への移行促進が見込まれよう。

加えて前提となる引渡条件、リスク移転などに関し、国際法規約の体系的解釈の必要性から、改訂されたインコタームズ二〇一〇の検討、ウィーン売買条約 (CISG) とインコタームズ二〇一〇との比較も実務上重要な課題となる。検討が進められる我が国の債権法改正と国際取引法・国際的資金決済にかかる影響についても一層の考察が求められよう。

電子化の動きに関しては、<sup>62)</sup> 国際的標準化の困難さ、貿易業者の費用負担の必要性、グローバル・ネットワーク特有のソフト・ハードの障害ならびに災害発生などのシステムリスクへの対応、情報保護と管理の問題、国際的EDI構

築等も今後の課題となる。

さらには近年、信用状に関わる Sanction への対応といった新たな視点からの課題も生じてきており、当該銀行にとつて業務上・信用上の大きな経営問題ともなりかねない。これらは慎重に対応すべき国際規範にかかる問題であり、今後は顧客と共有すべき共通認識として積極的な情報開示、顧客理解への地道な努力等が求められよう。

- (1) 山田遼一・佐野寛『国際取引法(第三版補訂二版)』有斐閣(二〇〇九年二月)一六九―一八六頁、一二七―一四八頁、牧野和夫・河村寛治・飯田浩司『国際取引法と契約実務(第二版)』中央経済社(二〇〇八年三月)二〇九―二二九頁。長谷川俊明『新法律英語のカギ 契約・文書』レクシスネクシス・ジャパン(二〇〇五年八月)、田中信幸『新国際取引法』商事法務研究会(一九九八年五月)、東京銀行システム部東銀リサーチインターナショナル『貿易と信用状』実業之日本社(一九九六年)、F・アイゼンマン、R・A・シュツツェ『荷為替信用状の法理概論』九州大学出版会(一九九五年)、西尾信一『銀行取引の法理と実際』日本評論社(一九九八年)、加野忠・村井睦男『国際金融と外国為替(第三版)』大学教育出版(二〇一〇年)、黒田徹『通貨・決済システムと金融危機』中央大学出版部(二〇一一年)、ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例』国際商業会議所日本委員会(二〇〇七年)、中小企業基盤整備機構『国際化 F A Q 中小企業国際化支援レポート』、日本貿易振興機構『貿易・投資相談 Q & A 輸入に関する基本的な制度や手続き…決済・金融・為替』参照。
- (2) 香川尚道『外国為替と貿易取引』法律文化社(一九八八年五月)二二〇―二二七頁参照。
- (3) 証券記載事項が決定的な証拠 (conclusive evidence) と認められる。債権的効力を認めるのは大陸法系であり我が国も採用する。英米法系は一応の証拠と認めることとなる。
- (4) 米国では船荷証券の形式を指図式 (Order Bill of Lading) 、記名式 (Straight Bill of Lading) とし、後者は非譲渡性 (non-negotiable) 証券となる。

荷為替信用状取引を巡る現代的課題と展望(藤川)

- (5) 前掲・山田遼一・佐野寛一五四―一五五頁、前掲・香川尚道一二七頁参照。
- (6) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BF%A1%E7%94%A8%E7%8A%B6>.
- (7) 輸出側の取扱銀行が買取を渋る理由は、ディスクールにおいてL/C発行銀行が支払を拒否するため(Unpaid)、リスク回避から取立方式を主張する所以である。前掲・中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/faq/dealing/trade/051937.html>.
- (8) 双方間の取り決め以外には解決方法はない。 [http://www.hiwave.or.jp/HAPPE/q\\_a/76.htm](http://www.hiwave.or.jp/HAPPE/q_a/76.htm)
- (9) 「ICC信用状統一規則 (UCP600)」国際商業会議所日本委員会 <http://www.iccjapan.org/book/book-j.htm> 'ISP98 (International Standby Practice) 新堀聡「スタンバイ信用状」貿易実務理論講義 No.3445「国際金融」No.1075-1094 URDG758 (ICC Uniform Rules for Demand Guarantees, 2010 revision) 後藤守孝・橋本徹「改訂ICC請求払保証統一規則」ここに「国際金融」No.1215' [http://www.jetro.go.jp/world/japan/qa/import\\_07/04A-000A35](http://www.jetro.go.jp/world/japan/qa/import_07/04A-000A35).
- (10) <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/faq/dealing/trade/051937.html>
- (11) 邦銀は一括採択し、米国統一商法典(UCC)は準拠が明記される信用状に適用される(五―一六条©)。適用の裁判例につき東京地判昭和六二年五月二七日判夕六四八号一五二頁、同昭和六二年五月一九日金融法務一一八六号八四頁。前掲・山田遼一・佐野寛一七七一―一八二頁。
- (12) CLOUT Case447 (Abstract at A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/39) 米国連邦地裁 S.D.N.Y. 11011年三月二六日判決 CLOUT Case549 (Abstract at A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/48) スペンソン法廷 Provincial Court of Valencia, Sixth Div. 405/2003 (7 June 2003) 判決 CLOUT Case575 (Abstract at A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/51) 米国連邦高等裁判所 U.S. Court of Appeals Fifth Circuit; No.0220166 (11 June 2003; corrected 7 July 2003) 神戸地裁昭和六一年六月二五日判決(法人税更正処分等取消請求事件) 参照。
- (13) 東京地判平成九年六月三〇日判夕九六六号二三〇頁、大阪地判平成二年二月八日判時一五三二号一四四頁。外国為替手形取立につき、東京地判平成元年八月二八日金商八二九号三三頁。

- (14) 東京地判昭和五二年四月一八日判時八五〇号三頁。前掲・山田遼一・佐野寛一七八―一七九頁。
- (15) 西尾幸夫・三木脩・武久征治・外為法研究会編「判例研究 商業信用状・荷為替手形・貿易保険にかかわる二つの裁判例」龍谷法学第四二巻第三号二三八六―二三八八頁(二〇一〇年三月)。C I S G、二〇〇四年 UNIDROIT 国際商事契約原則 (UP) / INCOTERMS、UCP500、URCG22 (取立統一規則) 等の援用可能国際ルールについて世界法たる *ius gentium* (万民法) を見ることができるとする見解として加藤亮太郎「国際取引における *ius gentium* の形成」神戸学院法学第一号(二〇〇六年七月)四五―六五頁、一四四―一四六頁。さらに資金関連では、一九七七年米国外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act)、一九九七年 OECD 外国公務員贈賄防止条約 (我が国では不正競争防止法に規定すること) で実効性が担保される) などの検討も必要となろうか。
- (16) 通知銀行が通知遅滞により賠償義務を負う要件が論点となり相当因果関係を否定する裁判例として、西尾幸夫「通知銀行が信用状の条件変更を適時に売主に通知しなかったことと売主が被った損害 最判平成一五・三・二七平成一三第一二九七号損害賠償請求事件(金融法務事情一六七号五四頁、金融・商事判例一一六九号三九頁)」前掲・龍谷法学二三八九―一四〇〇頁。信用状統一規則に沿った法律構成が検討課題となる。また、外国為替公認銀行が買取った外国向為替手形が不渡りとなり銀行取引契約および外国為替取引契約の約定に基づき手形買戻請求をする場合、貿易保険法および輸出手形保険約款の遡求権行使制限規定と同旨の特約が締結されたと認める事例として、三木脩「輸出手形保険の保険金支払と不渡手形の買戻請求事件 東京高判平成六・二・二八為替手形金等請求控訴事件(判時一五〇二号一四四頁)」前掲・龍谷法学一四〇―一四二五頁。振出人(売主)の「責めに帰すべき事由」や買戻請求額と政府保険による填補額の関係の解釈が論点となる。手形法のほか、銀行取引契約や外国為替取引契約の約定、貿易保険法、輸出手形保険約款、貿易保険の実務等が関連する。
- (17) <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/faq/dealing/trade/051935.html>
- (18) 新堀聰「インコタームズ二〇一〇について」国際取引法フォーラム(二〇一一年五月一四日)一一二六頁参照、以下同。実務家向けに詳細な検討をされている。
- (19) F A S ・ F O B ・ C F R ・ C I F 規則の助言メモと A4。

- (20) DAP導入によりDAFとDDUも必要なくなるはずであるが、ICCは触れていない。
- (21) インコタームズ二〇一〇はチャージの負担者について各規則に具体的規定が設けられる印象があるが、実際はCPTのA6b)で「運送契約で売主の勘定とされた、仕向地における荷卸の諸掛を含めて、A3a)から生じる運賃その他の一切の費用」を売主負担、B6b)で「かかる費用および諸掛が、運送契約の下で売主の勘定とされていない場合は、合意された仕向地に物品が到着するまでの輸送中における物品に関する一切の費用および諸掛」を買主負担とし、横地(場合により中間地)における問題を処理する。揚地チャージは買主負担と解されるが、ヤード間輸送を前提とした運送契約で売主負担となることも考えられる。船会社の実務ではチャージは居住者に請求される傾向がある。前掲・新堀八―九頁。
- (22) 副題として、ICC rules for the use of domestic and international trade terms と明記する。
- (23) 「同じFOBとくっても、国により、また、業種により、いろいろあるかもしれない。しかし、ICCが決めたFOBの内容は、A-1からA-10までに規定した売主の義務と、B-1からB-10までに規定した買主の義務に述べたとおりである」との趣旨である。
- (24) CISGに関し、我が国の商法学との関連で重大な示唆を与えるものとして、松嶋隆弘教授「商法学の立場からみたウィーン売買条約 Perspectives on the CISG from the viewpoint of Japanese Commercial Law」【特集ウィーン売買条約について(日本大学法学部創設百二十周年記念シンポジウム)】法学紀要第五一卷二七三―二九一頁(二〇〇九年) 日本大学法学部法学研究所参照。松嶋隆弘教授は商法典との対比として、①製造物供給契約の扱い、②諾否通知義務(商法五〇九条)、③目的物の検査・通知義務(商法五二六条一項)、④目的物の保管等(商法五二四条、五二七条)、⑤定期売買の解除規制(商法五二五条)、さらに商法学上議論となり得る点として、⑥不法行為法の接点につき、鋭く検討を加えられる。⑤では、「CISGにおいては「重大性」に関する判断リスクを買主が負担しなければならない」旨を述べられる。⑥では、契約責任と不法行為責任との競合(請求権競合)を論じられる。「CISGは過失責任主義を採用していない代わりに、免責について規定するところ(CISG七九条)：司法判断につき予測可能性を欠くため、：免責約款を作成することが多い：解釈論上議論となるのは、右免責約款の意義が不法行為責任を追求することにより、減殺されてしまいかねない：国際海上物品運送法は、運送人

の債務不履行責任に関する規定が不法行為に基づく損害賠償責任にも準用される旨明文の規定を置いているが（国際海上物品運送法二〇条の二）、C I S G は、…対象を限定しているもので、かかる規定は置いていない。C I S G に関しても…不法行為責任との競合は認められるであろうから、…議論はそのまま問題となるものと予想される。…最判平成一〇年四月三〇日、…大阪高判平成一三年四月一日のような解釈論に頼ることが必要になる。「最判平成一〇年四月三〇日判時一六四六号一六一頁は、…一定額に制限することは…合理的なものであり、…責任限度額の定めは…債務不履行に基づく責任…だけでなく、不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが、当事者の合理的な意思に合致する…事情が存在するときには、信義則上、責任限度額を超えて運送人に対して損害の賠償を求めることは許されないと判示した」と述べられ、当該議論に対する一定の解決の方向性を示される。C I S G 導入が実務界の大きな課題となつている現在、さらなる未踏の論点に対する重大な示唆を与えるものとして、深く傾聴すべきであろう。

(25) C I S G の危険移転の時期につき、①輸送を含む契約は第六七条第一項、第二文、第六九条第二項、②輸送中の物品売買は第六八条、③その他第六九条第一項、第二項が定められる。

(26) 標準的取引条件の定義を改正前米国統一商法典同様に条約に入れる意見もあつたが、改正の頻度、商慣習の技術的詳細面などから見送られた。

(27) 「民法（債券関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」商事法務（二〇一一年六月）、大阪弁護士会編「民法（債券関係）改正の論点と実務へ上」（二〇一一年三月）。

(28) 柏木昇「債権法改正中間論点補足説明」国際取引法フォーラム（二〇一一年七月三日）。第一に、民法五三六条第二項の取扱い等につき、国際取引では反対給付を全部認める大雑把な処理は実務的ではない。第二に、債権者主義（民五三四条）の危険移転時期につき、国際取引では特定物（unique goods）売買は極端に少ない。また阿部博友「民法（債券関係）の改正に関する中間的な論点整理 第三九売買・売買の効力（担保責任）」前掲・国際取引法フォーラムによれば、(a) 瑕疵担保責任（民五七〇条）に関して、第一に、国際的動向との調和である。第二に、法定責任・契約責任の実質的差異は狭まつたが、難解で改正が必要である。第三に、債務不履行責任に統合することがC I S G との整合性も高い。第四に、ドイツ改正民法、

オランダ民法、UCC、CISGなどが国際的潮流となる。第五に、①「瑕疵」について、主観的・客観的概念として「契約不適合」(CISG三五条)を使用することが望ましい。CISG三六条は危険移転時を基準時と規定する。②「隠れた」要件につき、目的物受領義務、検査義務、瑕疵発見の場合の通知義務、怠った場合の法的効果について条文化する。③買主救済につき、損害賠償請求権と解除権のみならず、履行請求権(修補・代替品、減額請求、解除および損害賠償の権利を認める。④買主権利の相互関係等につき二五条は「重大な契約違反」を規定し、契約解除や代替品納入請求権の行使は限定される。買主は両立しない法的救済は認められない(四六条)。救済の権利の相互関係を規律する規定を置く。⑤短期期間制限につき検査義務の要否と併せて検討する。三八条(買主検査義務)、三九条(契約不適合の通知義務)により売主の履行補充が可能となる。一方、ドイツ法・オーストリア法では商事売買に限定され日本法も商人間売買に限定される。買主を事業者、非事業者に区分して検査義務を規定し「基本方針」と同じ提言を行う。⑥五三条は買主の物品受領義務を定め、受領拒絶は債務不履行を構成する。(b)権利の瑕疵に関する担保責任(民五六〇条―五六七条)は、①総論として四一条のとおり、第三者の請求権の対象とならない完全な所有権の移転は売主の基本的義務であり、義務違反は債務不履行責任に一元化する。②数量超過につき(民五六五条)、五二条二項は検査・通知義務を前提に超過分受領の売主の拒絶権、超過分受領の場合の相当代金の支払義務を規定する。瑕疵ある目的物の引渡後の滅失・損傷につき、六六条―七〇条が該当規定であり債権法でも明確化する。

(29) 反対債務の期限の利益喪失は、労働契約に於ける使用者側による就労拒否の特別規定とすれば足りる。前掲・柏木昇参照。

(30) ①効果の具体化・明確化 債務不履行として合理的期間内に催告し船舶手配がなければ売主は契約解除、解除せずに買主に通知し代替取引ができるとすればよく、受領遅滞を特別に扱う必要がない。②損害賠償請求・解除の可否 規定は必要はない。重大な契約違反の受領遅滞は解除を認めるべき、相場暴落時のFOB契約で買主が船舶指定をしない場合、早く解除して転売損を少なくする必要がある。転売が一般で受領強制は必要ない。受領遅滞に解除権の規定を置いて「実務に無用な混乱を生じさせるおそれ」は全くない。

(31) 民商法規定の整備である。富澤敏勝「債権法改正にあたり国際取引との関係で留意すべき点 中間論点整理 第一―第一六一六(三五―五七頁)」前掲・国際取引法フォーラム。

- (32) 有価証券を指図証券と持参人払証券に分類し規定を整理する(①⑥)。前掲・『民法(債券関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』一二四―一三三頁。
- (33) <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/faq/dealing/trade/051937.html>
- (34) サレンダーB/L・L/C決済では開設銀行から買主へ証券の正本が引渡されず、買主が商品を受領後、銀行にディスクレとして支払いを拒否できる。第三者間の貿易では注意が必要となる。
- (35) リスクは、到着ベースの条件(DES、DEQ、DDU、DDP等)を除き、CIF、CFR、FOB等では売主国で買主に移る。本船が買主国の港に到着後は、売主の協力義務はないことに留意される。
- (36) 西道彦「電子荷為替信用取引と所有権移転問題」福岡大学商学論叢第四九巻第三・四号(通巻第一七七・一七八号)二七一―二九〇頁(二〇〇五年三月)において詳説される。以下参照。
- [www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronsof...3+4/C4934\\_0271.pdf](http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronsof...3+4/C4934_0271.pdf)
- (37) [http://www.jetro.go.jp/world/qa/l\\_basic/04C-040301?print=1](http://www.jetro.go.jp/world/qa/l_basic/04C-040301?print=1)
- (38) Bill of Lading for Europe。約九〇社(我が国では約三〇社)が加入する。一九九八年七月国際銀行間金融通信協会SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) とコンテナ運送相互保険組合TTClub (Through Transport Mutual Club) の合弁会社として設立され、Bolero International Ltd (BIL本社ロンドン) が運営する。貿易金融EDIサービスを提供し、権限移転管理TRサービス(Title Registry)によりBolero電子船荷証券の内容および権利の登録・移転を管理する。<http://www.bolero.net>
- (39) 八尾晃「電子貿易と国際ルール」東京経済情報出版(二〇〇三年)一〇一頁。
- (40) 受益利益は物品に対する完全な支配権と解され、物理的引渡により移転する。担保利益は質権、抵当権等のような一時的、部分的、制限的支配権と解され売主は支払を受けるまで保有する。手形買取により買取銀行に移転し、支払・引受により消滅する。分割所有権理論はUCC(第二一四〇一条第一項)に規定される。買取銀行の所有権は信託の担保利益で、外国向為替手形取引約定書、信用状取引約定書では譲渡担保として売主に金融する。Uniform Commercial Code (1951) 2-401 (1)。前掲・

西道彦二七九—二八〇頁。

- (41) 付加価値サービス (Value Added Service) とし V S U R F (Settlement Utility for Managing Risk and Finance) があつて、C M P と T R を利用した電子的受渡による自動決済サービスである。任意決済とし Open Account (清算勘定) / Advance Payment (前払) / Documentary Collection (荷付取立手形) / Documentary Credits / Standby Credit がある。Documentary Credits では電子決済関連書類 (支払指図等) の動きが船荷証券引渡と結合して銀行の支払確約が要求され、T R の船荷証券による物品の権利移転と支払が連動する。
- (42) 八尾晃『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版一九三頁 (二〇〇三年)。
- (43) 民法上の指図による占有移転として解される。
- (44) 前掲・西道彦二八六—二八七頁。解釈はまちまちで、難しい問題であると述べられる。
- (45) 二〇〇一年四月「商業登記法等の一部を改正する法律」で確定日付取得が可能となる。
- (46) 我が国の電子記録債権法 (平成二〇年一月一日施行) に関して、①譲渡禁止特約、支払記録の法的意味 (権利消滅の対抗 (証明) 要件)、②電子記録の請求と意思表示につき双方請求の要否、当事者間契約との関係、債権の内容 (九条一項) につき「参考事項」は無益的・有益の記録事項の何れか、③電子記録債権の譲渡につき、指名債権譲渡による可否、譲渡担保、善意取得制度の適用範囲、「電子記録債権者を害することを知らず」(二〇条一項) の意義・重過失の要否、指名債権と電子記録債権の多重の処分等が検討される。④将来指名債権の譲渡は、債権譲渡担保のほかプロジェクト・ファイナンスや流動資産担保融資 (Asset Based Lending) の手段として事業資金調達目的で利用され、電子記録債権法制も将来債権譲渡を可能とすることが要請されよう。池田真朗・小野傑・中村康平『電子記録債権法の理論と実務』別冊『金融・商事判例』『経済法令研究会』(二〇〇八年) 一一—六七頁参照。
- (47) 原因債務の履行と迅速・確実な決済の同時履行の必要性は失われない。小塚莊一郎「荷為替信用状取引の電子化」上智法學論集四四(4)四三—六九頁 (二〇〇一年三月三十一日)。
- (48) 機械的照合に置換すると一言一句対応しない場合ディスプレイと判定される。第一に、書類点検の完璧さはむしろ望ましい。

他方、船積時の外観の評価や証明書用語等について電子化進展後もディスクレは相当数が残存し、厳格一致の判断を妨げないか、共通理解策定の必要がある。第二に、現行規定の解釈の変更の可能性である。UCC 5-108(a)は特約により、光学的手段による書類照合を認める (UCC § 5-108 Official Comment 1)。「信用状を常時発行する金融機関の標準的実務」(UCC § 5-108(e))に電子化の書類照合は含まれないと解されるが、今後は「標準実務」として主張される可能性もある。統一規則一三条、取引約定書ひな型九条も同様で明示的解決が望ましい。前掲・小塚莊一郎五一―六九頁、以下同。

(49) 短時間内にディスクレが判明し、発行銀行は支払を決定しなければならなくなる。統一規則一三条(b)、UCC 5-108(a)も七営業日を超えない範囲内の合理的な期間 (reasonable time) を与える。実務では発行依頼人と協議する。発行銀行は特約がない限り協議義務はなく、条件一致の判断の責任を発行依頼人に転嫁できないが、ディスクレの支障を判断し得るのは発行依頼人であり、事実上意思は尊重される。統一規則は実務を踏まえつつ、本来の相当な期間が延長されることにはならない (一四條(c)) とする (UCC § 5-108 Official Comment 2 同旨)。処理時間短縮により協議は不可能になり、実務を適切とすれば機械的処理時間と別に協議期間を発行銀行に与える必要が生じる。現行規定の解釈余地が問題となろう。明示規定設置が明確であるが、協議を任意的とした従来の方と矛盾しないか疑問もある。

(50) ディスクレと支払銀行が判断するが受益者が支払を要請する場合、支払銀行は留保付き (under reserve) 支払に応じ、発行銀行が補償拒絶すれば受益者からの償還請求権を留保する。支払銀行は発行銀行が異なる判断をするリスクを受益者に転嫁する。受益者の資力に不安があれば銀行等の保証状が徴される (統一規則一四條(f))。争点は、支払銀行の償還請求は発行銀行の補償拒絶が正当な場合に限られるかで、英国控訴院判決では不当を問わず受益者は償還に応じなければならない。Banque de l'Indochine et de Suez S.A. v. J.H.Rayner (Mining Lane) Ltd. フランスに限定された場合のみ認める破産院判決も参照。Cass. com. 28 juin 1955, Bull. civ. III, n. 184, p. 153; 電子化によりディスクレが客観的・機械的に判定され、留保付きの意味はかなり失われ、償還請求は補償拒絶が客観的に正当と認められる限りで足りる。電子化後もディスクレの完全な消滅はないとすると厳格一致も一言一句とは解されず、ディスクレの評価が分かれる可能性も残る。発行銀行の判断を争うコストは受益者が負担すべきで、償還請求権は補償拒絶の当否を問わず行使しうると解するべきか。我が国でもディスクレの場合、

補償状を徴求し買取に應じる場合がある。銀行取引約定書および外国向為替手形取引約定書において、買戻債務（外国向為替手形取引約定書ひな型一五条一―二項）の補償状や外国向為替手形取引約定書の留保権利の範囲が問題となり、後者につき裁判例では文言どおり一切の支払拒絶等が買戻債務の発生原因となる。東京地判平成二・一・一九金融商事判例八六二号一七頁、東京高判平成三・八・二六金融商事判例八八八号一六頁、東京地判平成五・二・二二金融商事判例九三二号九頁。ディスクレの主観的評価が避けがたい限り一応の合理性が認められよう。他方「常軌を逸した権利濫用等」の場合に例外的に買戻請求が許されないとする裁判例として東京高判平成三・八・二六金融商事判例八八八号一六頁。電子的データ照合にディスクレがないと分かるにもかかわらず買戻請求すれば、「権利濫用」となるのであろうか。小塚莊一郎「信用状取引における荷為替手形の買戻」『国際金融法研究会報告書―国際金融・国際取引・国際倒産―』二五頁以下（一九九九年）参照。

(51) 信用状は原因関係と独立した抽象的債務であり（統一規則三条）、受益者等による詐欺は多い。電子化は詐欺の可能性に対し両義的に働き、未然に発見する効果は期待される。反面、信用状条件が表面上充足される限り、疑義情報を得ても慎重に時間を費やして書類点検しディスクレを発見する対応は難しくなり詐欺の抗弁を正面から主張せざるを得ない（権利濫用の抗弁）。UCCでは呈示書類偽造、呈示書類の重大な詐欺、受益者による詐欺助長、正当所持人等の請求を除き、発行銀行は支払を拒み得る（UCC § 5-109(a)）。受益者による詐欺助長は原因関係上の詐欺である（UCC § 5-108 Official Comment）。解釈論としても抗弁は認められ、要件として詐欺の存在の明白さを要求する。大阪地判昭和六一・三・二八金融・商事判例九〇一号一八頁、江頭憲治郎『商取引法』【第二版】一五一頁（一九九六年）。発行銀行は支払拒絶すれば受益者からの提訴リスクを負い、抗弁行使のインセンティブに乏しく、依頼人との関係で抗弁主張の義務を負うか問題となる。大陸法諸国では確実に抗弁が成立する場合、主張義務を肯定する傾向にある。UCCは拒絶義務を負わないとし（UCC § 5-108(a)(2)）、一定要件充足により依頼人自身が差止命令（injunction）を求め得るとしてバランスをとる（UCC § 5-109(b)）。我が国では発行銀行と依頼人の法律関係の解釈に帰着し取引約定書により規律される（五一―六条、九条。六条は独立抽象性の確認で例外たる詐欺の抗弁には妥当しない。詐欺が明白な状況では九条の「相当の注意」を尽くしたとも認められない。五条も明白な詐欺は対象としない。他方、約定書により受任者義務（民法六四四条）として発行銀行が抗弁主張の義務を負うとの見解もある。浅木慎一

「荷為替信用状と詐欺」名古屋大学法政論集一七七号二三三頁（一九八七年）、江頭憲治郎「請求払無因保証取引の法的性質」金融法務事情一二九五号九頁（一九九四年）、東京地判昭和六二年五月二日判タ六四八号一五二頁。発行銀行は受益者、依頼人双方への矛盾する支払義務に挟まれる危険があるが、UCC同様依頼人の支払差止請求権を取引約定書に明記し裁判でのみ行使し得るとし、依頼人との関係において命令がない限り支払に応じる権限を留保すれば懸念は解消しよう。

(52) 船積書類が真実と異なる記載を含むことを知りつつ支払を求める受益者の行為は、望ましいといえない。受益者の担保責任としてUCCは、①発行銀行その他の書類提示の相手方および依頼人との関係で抗弁をもって対抗される詐欺または偽造を含まないこと、②依頼人との関係で振出が原因関係のいかなる合意にも反しないことを担保する（UCC§5-110a）。外国向為替手形取引約定書においては、信用状条件と一致する旨を受益者が担保する（五条）。受益者・買取銀行間の契約であり、発行依頼人に対する②の責任、買取銀行以外の者（発行銀行等）との関係における①の責任は触れる余地がない。実務上は発行銀行等が買取銀行の担保責任を追及しよう。飯田勝人「荷為替信用状取引における買取依頼人の瑕疵担保責任（warranty）」金融法務事情一二二二号七頁（一九八九年）。②は原因関係上で処理されよう（See UCC§5-110 Official Comment2）。解釈論として受益者責任を肯定し、真実との相違を受益者が認識する場合、信用状関係上①および原因関係上②、不法行為責任が発生すると解すべきである。書類作成者の責任が問われる可能性もあり、補償状を中心に議論された。谷川久「補償状と引換にする無故障船荷証券の発行」鈴木竹雄先生古希記念・現代商法学の課題下巻一四八五頁以下（一九七五年）、箱井崇史「無留保船荷証券のための補償状（1）—（3・完）—」早稲田法学七〇巻一—四号（一九九四—一九九五年）。比較法的には、補償状が濫用的であれば無効と解する考え方が強い（国連海上物品運送条約一七条二—四項参照）。電子化は詐欺的意図を欠く受益者にも機械的照合をクリアする方便として不実書類の調達を強いるとすれば、受益者の便宜のために原則として重い責任は負担させず、善意の第三者等に対する関係で書類作成者が免れ得ない責任について補償状の効力を肯定し、受益者への転嫁を容認することが妥当であろう。

(53) 横山研治「航空運送状と貿易決済」政策科学一四—二（Mar. 2007）一三五—一五〇頁参照。

(54) IATA決議、IATA貨物代理店契約書に航空運送状作成について規定がされる。

(55) もつとも、モントリオール第四議定書五条では、ペーパーレス・ドキュメンテーションを前提として航空運送状以外の書類を運送契約の証拠、貨物受取証として認めており、第四議定書では、航空運送状が運送契約と貨物受取りの唯一の証明手段ではないこととなる。ワルソー条約では、流通性 (Negotiable) ある運送状作成を妨げるものではないとし、有価証券としての発行を許容するが、IATA決議により、実際には禁止されている。

(56) 前掲・横山研治一四七―一四八頁。

(57) 二〇〇一年九月一日NYテロ事件を契機として、空港・港湾の規制強化、米国テロ対策が本格化し、国連安保理決議一三七三を経て我が国では二〇〇二年五月七日外為法改正、マネーロンダリング、金融機関等の顧客等の本人確認に関する法律の制定等が進められる。水口久仁彦「商業信用状を巡る最近の事情と課題―Sanction (経済制裁) への対応と課題」財団法人貿易奨励会貿易研究会研究報告書九、貿易奨励会二〇一―二六頁(二〇〇九年) 参照、以下同。

(58) 「充足した呈示」につき、UCP600第二条においては①信用状条件の充足、②UCP600の適用条文、③国際標準銀行実務 (international standard banking practice) に合致した呈示をいう。

(59) 呈示人あるいは買取銀行の指示通りに求償を行っても送金指定の買取銀行口座のある在日米銀東京支店が当該取引代金がOFAC規制対象国関連であることを理由に資金凍結を行うことを余儀なくされる場合がある。取引の情報量が乏しいリンパス指定銀行もリンパス送金に当たり開示情報の範囲内でOFAC規制対象取引でないかの確認に十分注意を払う必要がある。前掲・水口久仁彦二〇七―二〇八頁。

(60) 発行銀行は信用状に特約を付すことがUCP600第一条により認められ、Sanction規定も同様である。銀行や当事者を制約できる。もつとも確認付与・付与しないに関わらず、Sanction違反の書類呈示がある場合、信用状発行銀行には自国の法律上決済が出来ないもの、法律がなくともSanction違反に問われる場合に米ドル等指定通貨の支払が出来ないものがあり、かかる取り組みの必要性を疑問視する見解もあること、信用状への信頼と信用を損ないかねないことから、我が国では一部在日外銀を除き、かるSanction対応文言の付与を行う銀行はない(二〇一〇年四月末現在)。前掲・水口久仁彦二〇八―二二一頁。

(61) ドキュメンタリーリスクは発行銀行の条件不一致による支払拒絶を受益者や呈示銀行に遡及しないことで、発行銀行指定の正規の confirm、サイレント confirm ともこの点のリスクは殆ど差がない。

(62) 八尾晃『国際取引と電子決済』東京経済情報出版二〇二二〇四頁（一九九七年）。

〔本稿は、二〇一〇年日本大学海外派遣研究員（短期 A）の研究成果の一部である〕

